

労働災害が発生したら

労働者が労働災害により負傷し、労災指定病院等で保険給付を受けるときは、「療養補償給付たる療養の給付請求書」を医療機関に提出します。入院等のため休業を余儀なくされた場合は、「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を管轄労働基準監督署長に提出します。

また、労働者が労働災害等により死亡または4日以上休業したときは、管轄労働基準監督署長へ「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出することが義務づけられています。

労災保険の請求**1. 療養補償給付**

療養した医療機関が労災指定病院等の労災保険指定医療機関の場合には、「療養補償給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出します。請求書は医療機関を経由して労働基準監督署長に提出されます。この場合、医療費を支払う必要はありません。

療養した医療機関が労災保険指定医療機関でない場合には、一旦療養費を立て替えて支払い、その後「療養補償給付たる療養の費用請求書」を直接、労働基準監督署長に提出します。立て替え払いしていた医療費は本人の指定口座に振り込まれます。

健康保険で労災事故の治療を受けてしまった場合

例えば、協会けんぽの被保険者が工作中にケガをしたのに、健康保険で医師の治療を受けてしまったケースです。病院が負傷の事情を詳しく確認しないで治療し、そのままその費用を協会けんぽに請求すると、健康保険からその医療費が病院に支払われることとなりますが、治療費は、最終的には労災保険で支払われます。

具体的には、レセプト点検事務センターで、この医療費が「労災事故による可能性がある」と判断すると、被保険者の負傷の原因を調査します。調査の結果、労災事故であると判明すると、健康保険から病院に支払った医療費（7割）を被保険者から返納させます（被保険者が窓口一部負担と（3割）合わせて一時的に10割の医療費を立て替えることとなります）。被保険者が支払った医療費は、次の手続きをすれば戻ってきます。

- ① 労災保険の請求書（療養補償給付たる療養の費用請求書）に記入する。
- ② 事業主の証明を受ける。
- ③ 返納金の領収書と病院に支払った窓口一部負担金の領収書を添付して労働基準監督署に請求する。

2. 休業補償給付

労働災害により休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を労働基準監督署長に提出します。

※ 休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し直接、休業補償を行わなければならないことになっています。（労働者災害補償保険法第14条）

3. その他の保険給付

療養補償給付、休業補償給付の他にも状況等に応じて「障害補償給付」、「遺族補償給付」、「葬祭料」、「傷病補償年金」、「介護補償給付」などの保険給付があります。これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出することとなります。

労災かくしは犯罪

労災かくしとは、「故意に労働者私傷病報告を提出しないこと」又は「虚偽の内容を記載した労働者私傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出すること」をいいます。

「労災かくし」は、労働災害の被災者に犠牲を強いて自己の利益を優先する行為として労働安全衛生法第100条に違反し又は同法第120条第5号に該当することとなります。